

税制上の優遇措置

■ 過疎地域自立促進特別法

過疎地域自立促進特別法により、青色申告書を提出する法人または個人で、製造業等の用に供する設備または施設の取得金額の合計が500万円を超える（土地を除く）新設または増設をした場合、固定資産税の課税免除を3か年受けられる場合があります。

■ 地域再生法（地方拠点強化税制）

本社機能の移転・拡充を行う場合、計画段階（着手前）に「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」等を県に申請し、認定を受けることにより、課税の特例や債務の保証等の優遇措置を受けることができます。

■ 地域未来投資促進法

大分県及び県内18市町村では、大分県基本計画を定め、次の産業を支援しています。事業者が大分県基本計画で定めた産業の発展に資する設備投資を行う場合、その計画段階（着手前）に「地域経済牽引事業計画」を県に申請し、承認を受けることにより、課税の特例などの各種優遇措置を受けられる可能性があります。

対象産業

①自動車関連産業②電子・電気・機械関連産業③素材型産業・造船関連産業④医療関連機器産業⑤環境・エネルギー関連産業⑥食品・農林水産関連産業（県内の特産物を活用した場合に限る）⑦サービス産業（県内の観光資源を活用した場合に限る）⑧第4次産業革命（情報関連産業）⑨航空関連産業⑩物流関連産業